

水資源機構営事業再評価実施要領

平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農振第 2063 号
最終改正 令和 7 年 5 月 26 日付け 7 農振第 193 号

独立行政法人水資源機構理事長殿

農林水産省 農村振興局長

第 1 趣旨

独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が行う事業（以下「水資源機構営事業」という。）の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和 7 年 4 月 11 日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき、事業認可後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行うこととする。

第 2 対象事業及び実施時期

1 再評価の対象となる事業

再評価の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 12 条第 1 項第 1 号に規定する事業であって農林水産大臣が主務大臣となって行うものとする。

2 再評価の実施時期

（1）対象事業の再評価は次に掲げる年度において行うものとする。ただし、当該年度内に対象事業が完了する場合又は既に事業の中止の方針が決定されている場合は、再評価を行わないものとする。

- ① 当初の事業実施計画認可後 5 年が経過した時点で未着手の事業、当初の事業実施計画認可後 10 年が経過した時点で継続中の事業又は当初の事業実施計画認可後 5 年が経過した時点で継続中の事業であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が社会経済情勢の動向等を踏まえて予備的検討を行い、再評価を行うことが必要と認めた事業については、当該時点の属する年度
- ② 当初の事業実施計画認可後 10 年を超えて継続する事業については、直近の再評価実施年度から 5 年度ごと

（2）次に掲げる場合は、（1）の規定にかかわらず、適切な時期に再評価を実施するものとする。

- ① 関係する地方公共団体、土地改良区その他予定管理者（水資源機構を除く。以下「関係団体」という。）から要請があり、農村振興局長が必要と認めた場合
- ② 自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の計画変更の検討等により必要と認められる場合

第3 資料の作成

- 1 対象事業を執行する水資源機構は、以下に掲げる項目を内容とする再評価のための基礎資料（以下「基礎資料」という。）を作成するものとする。
 - (1) 事業の進捗状況
 - (2) 関連事業の進捗状況
 - (3) 事業実施計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
 - ① 事業の施行に係る地域
 - ② 主要工事計画
 - ③ 事業費
 - (4) 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化
 - (5) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析を含む）
 - (6) 環境との調和への配慮
 - (7) 事業コスト縮減等の可能性
 - (8) 代替案の実現可能性（上記検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）
- 2 対象事業を執行する水資源機構は、基礎資料を基に再評価（案）を作成し、基礎資料を添付して農村振興局長に提出するものとする。

第4 事業管理委員会及び技術検討会の設置

- 1 農村振興局長は対象事業の再評価を行うため、関係課長又はこれに準ずる者をもって構成する水資源機構営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 事業管理委員会の長は、専門的知見を有する第三者（国、水資源機構又は関係団体に属する者以外の者をいう。）から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

第5 再評価の実施

- 1 事業管理委員会は、関係団体の意見を文書により聴取した上で、再評価（案）及び基礎資料を基に、第3の1の項目及び関係団体の意見について点検を行い、対象事業の継続、事業実施計画の変更、対象事業の中止、関係団体への要請その他対象事業の効率的な実施のために執るべき措置等に関し、再評価を行うものとする。
- 2 事業管理委員会は、技術検討会へ再評価結果を諮問し、その意見を受けるとともに、翌年度以降の対象事業の実施方針原案を作成する。
- 3 事業管理委員会は、再評価結果に技術検討会の意見及び実施方針原案を付して、農村振興局長へ当該再評価結果を報告するものとする。

第6 再評価の結果等の報告を受けての実施方針案の決定

- 1 農村振興局長は、再評価結果、実施方針原案及び技術検討会の意見を踏まえ、翌年度以降の対象事業の実施方針案を作成する。
- 2 対象事業のうち他に主務大臣があるものは、実施方針案の作成に際して、当該他の主務大臣

との調整を図るものとする。

- 3 実施方針は、農林水産省としての評価決定手続を経て決定される。

第7 再評価結果及び実施方針等の公表等

- 1 農村振興局長は、毎年度、対象事業の一覧、それぞれについての再評価結果、技術検討会の意見、実施方針等を概算要求時に公表するものとする。
- 2 また、再評価結果、技術検討会の意見及び実施方針については、対象事業を執行する水資源機構に通知するとともに関係団体に周知するものとする。

第8 委任

事業管理委員会の事務その他必要な事項については、農村振興局の関係課長が別に定める。

第9 施行期日

本要領は、令和7年5月26日から施行する。